

農業基盤整備促進事業実施要領

平成25年2月26日付け24農振第2090号
最終改正 平成29年3月31日付け28農振第2108号

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事

） 殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

本事業は、農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところにより実施するものとする。

第2 事業実施主体

- 1 要綱第4の3の「農業者等の組織する団体」（以下「農業者団体」という。）とは、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織とする。
- 2 要綱別表の区分2の事業については、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

第3 農業基盤整備計画

- 1 要綱第6の農業基盤整備計画は、別記様式第1号により作成するものとする。
- 2 要綱第6の「地区」の範囲は、同じ用水系統又は同じ排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。
- 3 農業者団体が事業実施主体となる場合は、都道府県及び関係市町村と調整の上、農業基盤整備計画を作成するものとする。

第4 事業の申請等

- 1 要綱第7の1の（1）及び（2）の農村振興局長が別に定める場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合
 - (2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとする場合
 - (3) 農地中間管理事業と連携する場合（(1)又は(2)の場合を除く。）
- 2 1の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、1の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
 - 3 1の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
 - 4 1の(3)の場合においては、事業採択申請書等の提出期限を1月末日とする。
 - 5 要綱第7の事業採択申請書は別記様式第2号により、事業採択通知書は別記様式第3号により、それぞれ作成するものとする。

第5 事業の変更

- 1 要綱第8の事業変更申請書は別記様式第4号により、事業変更通知書は別記様式第5号により、それぞれ作成するものとする。
- 2 要綱第8の1の農村振興局長が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 総事業費の20パーセント以上の変動
 - (2) 受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動

第6 事業達成状況の報告

- 1 要綱第9の1の「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第1号により行うものとする。
- 2 要綱第9の2の(1)及び(2)の地方農政局長等への「報告」は、別記様式第6号によるものとする。

第7 助成

- 1 要綱第10の1について
助成の対象となる経費は、次に該当するものとする。
 - (1) 純工事費
 - (2) 測量設計費
 - (3) 用地費及び補償費
 - (4) 船舶機械器具費
 - (5) 全体実施設計費
 - (6) 換地費
 - (7) 調査・調整費
 - (8) 経理管理・指導費
- 2 要綱第10の2について
 - (1) 要綱第10の2について農村振興局長が別に定める助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、別表に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事

業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

ア イに掲げるもの以外のもの(施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価)

(ア) 要綱別表の区分2の事業種類の欄(1)及び(3)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり12万5千円【10万5千円】
- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり10万5千円【8万5千円】
- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり5万5千円【4万円】
- ・畦畔除去のみの場合は施工延長100メートル当たり3万円【3万円】

(イ) 要綱別表の区分2の事業種類の欄(2)及び(4)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり25万円【19万5千円】
- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり23万円【17万5千円】
- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり17万5千円【13万円】

(ウ) 要綱別表の区分2の事業種類の欄(5)にあつては、使用する工法に応じ、次に定める単価

- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり15万円【11万5千円】
- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり14万5千円【10万5千円】
- ・トレンチ工法を用いる場合は受益面積10アール当たり10万円【8万5千円】
- ・掘削同時埋設工法を用いる場合は受益面積10アール当たり7万5千円【5万5千円】

(エ) 要綱別表の区分2の事業種類の欄(6)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・表土扱いを行う場合は施工延長100メートル当たり15万円【11万円】
- ・表土扱いを行わない場合は施工延長100メートル当たり14万円【10万円】

(オ) 要綱別表の区分2の事業種類の欄(7)にあつては、受益面積10アール当たり15万5千円【11万円】(樹園地にあつては受益面積10アール当たり24万5千円【17万5千円】、給水栓設置のみの場合にあつては1箇所当たり1万5千円【1万円】)。なお、ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合は接続管の施工延長10メートル当たり5万円【4万円】

(カ) 要綱別表の区分2の事業種類の欄(8)にあつては、受益面積10アール当たり11万5千円【6万5千円】

(キ) 要綱別表の区分2の事業種類の欄(9)にあつては、受益面積10アール当た

り20万円【14万5千円】

イ 事業完了時まで中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2の1に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。）に集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地にあつては、次に掲げるものとする。（施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価）

(ア) 要綱別表の区分2の事業種類の欄（1）及び（3）にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり15万円【12万5千円】
- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり12万5千円【10万円】
- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり6万5千円【4万5千円】
- ・畦畔除去のみの場合は施工延長100メートル当たり3万5千円【3万5千円】

(イ) 要綱別表の区分2の事業種類の欄（2）及び（4）にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり30万円【23万円】
- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり27万5千円【21万円】
- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり21万円【15万5千円】

(ウ) 要綱別表の区分2の事業種類の欄（5）にあつては、使用する工法に応じ、次に定める単価

- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり18万円【13万5千円】
- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり17万円【12万5千円】
- ・トレンチャ工法を用いる場合は受益面積10アール当たり12万円【10万円】
- ・掘削同時埋設工法を用いる場合は受益面積10アール当たり9万円【6万5千円】

(エ) 要綱別表の区分2の事業種類の欄（6）にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・表土扱いを行う場合は施工延長100メートル当たり18万円【13万円】
- ・表土扱いを行わない場合は施工延長100メートル当たり16万5千円【12万円】

(オ) 要綱別表の区分2の事業種類の欄（7）にあつては、受益面積10アール当た

り18万5千円【13万円】（樹園地にあつては受益面積10アール当たり29万円【21万円】、給水栓設置のみの場合にあつては1箇所当たり1万5千円【1万円】）。なお、ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合は接続管の施工延長10メートル当たり5万円【4万円】

(ハ) 要綱別表の区分2の事業種類の欄（8）にあつては、受益面積10アール当たり13万5千円【7万5千円】

(ニ) 要綱別表の区分2の事業種類の欄（9）にあつては、受益面積10アール当たり24万円【17万円】

(2) 助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。

(3) 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。

ア 要綱別表の区分2の事業種類の欄（1）から（4）までにあつては、受益面積10アール当たり2万円（施工延長100メートル当たり1万円）を減算

イ 要綱別表の区分2の事業種類の欄（5）にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算

ウ 要綱別表の区分2の事業種類の欄（6）にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減算

(4) 要綱別表の区分2の事業種類の欄（5）に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり2万5千円を加算するものとする。

(5) 要綱別表の区分2の事業種類の欄（5）及び（6）に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり（事業種類の欄（6）にあつては施工延長100メートル当たり）1万5千円を加算するものとする。

(6) 要綱別表の区分2の事業種類の欄（5）に関して、外注（有償）により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。

(7) 要綱別表の区分2の事業種類の欄（5）に関して、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以上となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

(8) (1) のイの集約とは、同一の中心経営体の経営等農用地が1ヘクタール（北海道にあつては3ヘクタール）以上のまとまりを有する状態をいう。この場合において、2つ以上の農用地であつて、次のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする。

ア 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの

イ 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ その他、本事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

(9) (8) の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積され

た農用地をいう。

(10) (9) の基幹ほ場3作業とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあってはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

ア 耕起

イ 代かき

ウ 田植え又は播種

エ 収穫

第8 固定価格買取制度との調整

本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下この別紙において「固定価格買取制度」という。）により売電を行う場合には、発電開始後、農村振興局長が別に定めるところにより、売電収入の一部を都道府県ごとに設置される協議会に納付し地域の小水力発電施設の導入推進等に活用することにより固定価格買取制度との調整を行うものとする。ただし、これにより難しい場合には、地方農政局長等と土地改良区等の協議により、別途調整の方法を定めることとする。

なお、平成25年度末までに発電施設の導入について技術的・経済的検討が行われ、その導入可能性が確認される地区については、この限りでない。

第9 その他

- 1 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 2 本事業により整備された暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称する。なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。
- 3 市町村又は農業者団体が事業実施主体である場合、都道府県知事は、市町村又は農業者団体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 4 事業の実施に当たって、事業実施主体は、農業者施工の活用等により可能な限り事業費の低減に努めるものとするとともに、契約の手續等の公正性及び透明性を図るものとする。
- 5 事業の着工は、原則として、国からの補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助金交付決定の前に着工する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着工届（別記様式第7号）をあらかじめ地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、土地改良事業関係補助金

交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）第3の規定による申請書の別紙第3の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- 6 要綱別表の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の（1）に該当するもの及び要綱別表の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の（7）に該当するものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタール超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上）の転用が行われた場合、要綱別表の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の（4）に該当するもの及び要綱別表の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の（1）から（4）までに該当するものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。

- （1）土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合
（2）受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認める場合
（3）上記のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

- 7 6により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{補助金返還額} = A \times C / B$$

ただし、A：返還対象補助金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

- 8 本事業により整備された発電施設により固定価格買取制度による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。ただし、都道府県、市町村、土地改良区等が本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、固定価格買取制度により売電を行う場合にあっては、この限りでない。
- 9 事業実施主体は、事業達成状況報告書及び土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）第13の規定による実績報告書に、農業者施工等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を把握した結果に基づき、事業費を適切に記載するものとする。
- 10 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であって、都道府県が要綱別表の区分1の事業種類の欄（8）の指導（以下「指導事業」という。）を実施していない場合又は1地区当たりの単年度の補助金交付額が1億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（4）に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。
- 11 農業者施工を行う場合には、事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に加入させる等の対応を行うものとする。

附 則

この改正は、平成28年度補正予算（第2号）以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、平成28年度当初予算以前の予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。

別表

事業概要	農地の形状等	現場条件、使用工法	標準的な作業内容
田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合で表土扱いを行わない	簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔除去のみ	畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	—	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置
畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合で表土扱いを行わない	簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔除去のみ	畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	—	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置
暗渠排水	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設	バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)
		バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)

		トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削（トレンチャ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
		掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入（同時埋設）、資材小運搬、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
湧水処理	本暗渠管 (管径50mm~60mm)	表土扱いを行う場合	表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
		表土扱いを行わない場合	掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
末端畑地かんがい施設（普通畑、樹園地）	—	—	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、散水設備、埋戻（バックホウ）
末端畑地かんがい施設（給水栓設置のみ）	—	—	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、給水栓設置（人力）、埋戻（バックホウ）
客土	—	—	客土材運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土材散布・整地（ブルドーザ、バックホウ）
除礫	—	—	除礫（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック）、整地（ブルドーザ）

注) 標準的な作業内容のうち一部を農業者施工により行うことを想定している。

別記様式第1号

農業基盤整備計画（事業達成状況報告）

地区名		事業実施主体 〇〇〇〇 指導事業（〇〇〇〇）	関係都道府県・市町村名			6法指定地域等			
農業競争力強化に向けた取組方針		担い手への農地集積率の向上や高収益作物の導入・生産拡大、担い手の育成・確保、水管理の合理化・省力化、維持管理費の低減などの農業競争力強化に向けた取組方針を記載							
事業実施期間		平成〇〇年度～平成〇〇年度							
基盤整備の概要		受益面積：水田〇〇〇ha、畑〇〇〇ha、樹園地〇〇〇ha 総事業費：〇〇〇百万円 受益者数：〇者							
基盤整備の計画									
区分	事業種類	事業の概要	総事業費 （百万円）			年度計画			
						HO	HO	HO	HO以降
定額助成	農業用排水施設	用水路 L=〇〇km							
	暗渠排水	A=〇〇ha							
	土層改良	客土 A=〇〇ha							
	区画整理	A=〇〇ha							
	農作業道	舗装 L=〇〇km							
	農用地の保全	土留工 L=〇〇km							
	調査・調整	調査・調整活動 1式							
	指導	〇〇〇〇							
		小計							
定額助成	事業種類	事業の概要	総事業費 （百万円）	うち定額助成額 （百万円）	農業者施工の内容				
	田の区画拡大（水路の変更を伴わない）	A=〇〇〇a （うち集約化〇〇〇a） 現場条件（高低差〇m） 表土扱い（有又は無） 畦畔除去のみの場合 L=〇〇〇m							
	田の区画拡大（水路の変更を伴う）	A=〇〇〇a （うち集約化〇〇〇a） 現場条件（高低差〇cm） 表土扱い（有又は無）							
	畑の区画拡大（水路の変更を伴わない）	A=〇〇〇a （うち集約化〇〇〇a） 現場条件（高低差〇cm） 表土扱い（有又は無） 畦畔除去のみの場合 L=〇〇〇m							
	畑の区画拡大（水路の変更を伴う）	A=〇〇〇a （うち集約化〇〇〇a） 現場条件（高低差〇cm）							

	表土扱い（有又は無）							
暗 渠 排 水	A = ○○○a （うち集約化○○○a） 施工方法の選定理由 〔現場条件や施工機械 の都合等による選定 理由を記載〕 実施設計（外注）（有又は 無） 地下かんがい（有又は 無） 管径○○mm							
湧 水 処 理	L = ○○○m （うち集約化○○○m） 表土扱い（有又は無） 管径○○mm							
末端畑地かんがい 施設（樹園地以 外）	A = ○○○a （うち集約化○○○a） ほ場外からの接続管施工 （有又は無）							
末端畑地かんがい 施設（樹園地）	A = ○○○a （うち集約化○○○a） ほ場外からの接続管施工 （有又は無）							
末端畑地かんが い施設（給水栓 設置のみ）	○○箇所 ほ場外からの接続管施工 （有又は無）							
客 土	A = ○○○a （うち集約化○○○a）							
除 礫	A = ○○○a （うち集約化○○○a）							
合 計								
農地防災事業の実施	○○○事業							A, B
定 率 助 成 の 費 用 負 担 の 方 法								
定 額 助 成 の 費 用 負 担 の 方 法 （事業達成状況報告 時のみ記載）	・ 総事業費○○円（うち定額助成額○○円） 【総事業費（①+②+③）の内訳】 ①事業実施主体の支出額○○円 ②農業者の支出額○○円 ③農業者施工等（無償分）の金額換算○○円							
予 定 管 理 者 ・ 管 理 方 法								
そ の 他 必 要 な 事 項								

- 注：1) 定額助成の事業の場合、定額助成の実施計画、施工位置及び受益面積（施工対象の耕地面積）を記した図面を添付する。また、その実施結果の報告には、実施前・施工状況・完了後の写真を添付する。
- 2) 農業基盤整備計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 3) 年度計画の上段には事業量を、下段には事業費を記入する。
- 4) 農地防災事業を行う際には「農地防災事業の実施」にその地区の関連事業を記入の上、次に示す区分に応じA又はBを記入する。
A：防災A型（湛水防除、地盤沈下、防災ダム等） B：防災B型（ため池等整備等）
- 5) 第7の2の（1）イの適用を受ける場合、集約化計画を添付する。
- 6) 定額助成の事業のうち、客土及び除礫を行う際には、土層改良計画を添付する。
- 7) 指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。また、「事業の概

要」の欄に指導事業の実施内容について記入する。

- 8) 定額助成の事業のうち、田の区画拡大又は畑の区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。
- 9) 定額助成の事業のうち、暗渠排水を行う際には、「事業の概要」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等について記入する。施工方法の選定に当たっては、農業者の保有機械の状況や経済性等を踏まえて、できるだけ事業費の低減につながる工法とすること。
- 10) 定額助成の事業を実施する場合は、事業採択申請時に、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。
- 11) 事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等（無償分）を金額換算した金額について記入する。

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】

現地写真（代表的な同一箇所）

＜実施前＞

＜施工状況＞

＜完了後＞

注：客土及び除礫を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。

【定額助成の実施計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 (百万円)		
	基本 A	集約化 加算 B	基本 C	集約化 加算 D	基本 E = A × C	集約化 加算 F = B × D	合計 G = E + F
田の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差10cm超	12万5千円 /10a ()	15万円 /10a ()	000a	000a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差10cm以下	10万5千円 /10a ()	12万5千円 /10a ()	000a	000a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差10cm以下 表土扱い有り	5万5千円 /10a ()	6万5千円 /10a ()	000a	000a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差10cm以下 表土扱い無し	3万円 /100m ()	3万5千円 /100m ()	000m	000m			
畦畔除去のみ							
田の区画拡大 (水路の変更を伴う) 高低差10cm超	25万円 /10a ()	30万円 /10a ()	000a	000a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴う) 高低差10cm以下	23万円 /10a ()	27万5千円 /10a ()	000a	000a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴う) 高低差10cm以下 表土扱い無し	17万5千円 /10a ()	21万円 /10a ()	000a	000a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差10cm超	12万5千円 /10a ()	15万円 /10a ()	000a	000a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差10cm以下	10万5千円 /10a ()	12万5千円 /10a ()	000a	000a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差10cm以下 表土扱い有り	5万5千円 /10a ()	6万5千円 /10a ()	000a	000a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差10cm以下 表土扱い無し	3万円 /100m ()	3万5千円 /100m ()	000m	000m			
畦畔除去のみ							
畑の区画拡大 (水路の変更を伴う) 高低差10cm超	25万円 /10a ()	30万円 /10a ()	000a	000a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴う) 高低差10cm以下	23万円 /10a ()	27万5千円 /10a ()	000a	000a			

表土扱い有り 畑の区画拡大 (水路の変更を伴 う) 高低差10cm以下 表土扱い無し	17万5千円 /10a ()	21万円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a			
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い有り	15万円 /10a ()	18万円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a			
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い無し	14万5千円 /10a ()	17万円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a			
暗渠排水 トレンチャ工法	10万円 /10a ()	12万円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a			
暗渠排水 掘削同時埋設工法	7万5千円 /10a ()	9万円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a			
湧水処理 表土扱い有り	15万円 /100m ()	18万円 /100m ()	〇〇〇m	〇〇〇m			
湧水処理 表土扱い無し	14万円 /100m ()	16万5千円 /100m ()	〇〇〇m	〇〇〇m			
末端畑地かんがい施 設(樹園地以外)	15万5千円 /10a ()	18万5千円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a			
末端畑地かんがい施 設(樹園地)	24万5千円 /10a ()	29万円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a			
末端畑地かんがい施 設(給水栓設置の み)	1万5千円 /1箇所 ()	1万5千円 /1箇所 ()	〇〇箇所	〇〇箇所			
末端畑地かんがい施 設(ほ場外からの接 続管施工)	5万円 /10m ()	5万円 /10m ()	〇〇〇m	〇〇〇m			
客土	11万5千円 /10a ()	13万5千円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a			
除礫	20万円 /10a ()	24万円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a			
合計							

注:1) 第7の2の(1)イを適用する場合には、中心経営体に集約化する農用地を確認するため、人・農地プランを添付すること。

2) 第7の2の(3)、(4)、(5)又は(6)を適用する場合には、定額助成単価の下の括弧内に加算後又は減算後の助成単価を記載すること。

3) 定額助成の実施計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所へ二重線を付し変更後の内容を追記する。

【土層改良計画（事業達成状況報告）】

(1) 客 土

耕 土 深		面積	総客土量	搬出元	備考
現況	計画				
(cm)	(cm)	(ha)	(m ³)		

(2) 除 礫

30mm以上の礫含有率		除礫 施工深	面積	総除礫量	(計画) 耕土深	使用機械	処理方法	備考
現況	計画							
(%)	(%)	(cm)	(ha)	(m ³)	(cm)			

注：1) 現況耕土深及び礫含有率の確認に当たっては、土地改良事業計画設計基準・計画・土層改良等を参考として適正に実施するとともに、写真等を整理し添付すること。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地方農政局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 印

事業採択申請書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を実施したいので、農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官依命通知）第7の1に基づき、農業基盤整備計画を添付して申請する。

(別紙)

地区名	事業概要

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
地方農政局長 印
内閣府沖縄総合事務局長

事業採択通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった農業基盤整備計画について採択したので通知する。ただし、農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官依命通知）第10のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙)

地区名	事業概要

農林水産省農村振興局長
地方農政局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 印

事業変更申請書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を変更したいので、農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官依命通知）第8の1に基づき、農業基盤整備計画を添付して申請する。

(別紙)

地区名	事業概要

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
地方農政局長 印
内閣府沖縄総合事務局長

事業変更通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった変更計画について承認したので通知する。ただし、農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年〇月〇日付け24農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第10のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

事業達成状況報告書

農林水産省農村振興局長
地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

都道府県知事 印

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を完了したので、農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25〇年〇月日付け24農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第9に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

交付決定前着工届

農林水産省農村振興局長
地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
殿

都道府県知事 印

〇〇（交付決定前着工が必要な理由）のため、農業基盤整備促進事業実施要領（平成27年〇月〇〇日付け26農振第〇〇〇〇号農林水産事務次官依命通知）第9の5に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着工したいので提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと